

91 やまみや け ちゅうせいもんじょ  
山宮家中世文書



写真1



写真2



写真3



写真4

指 定 市有形文化財 平成8年5月1日  
所在地 田 口  
所有者 山宮 博子

4点何れも天正年間（1573～1592）の古文書で、中世を知るうえで貴重な文書である。

- 写真1 天正17年（1589）12月13日のこの文書は、松平（依田）康国が丸山内匠助の参陣の功を賞し出した宛行状で、「先年真田への御動の時分、味方人数損じ候ところに、同心衆申し付け、幟二本にて長瀬御陣へ参り候のところ、是非なきに付いて、上山宮豊後跡百六十一貫三十文の所出し置く、仍て件の如し」と書かれている。
- 写真2 天正17年（1589）11月2日のこの文書は松平（依田）康国が丸山内匠助へ出した佐久郡田口等の地の宛行状で、下山宮分・三拾五貫文、居屋敷・壺貫五百四拾文、いにて・三貫文、森山豊後知行之見出・六貫文、高合四拾五貫五百四拾文等とあり、終わりに「……右の他、別して奉公により、出し置き候、向後弥々奉公油断あるべからざるものなり、仍て件の如し」と書かれている。
- 写真3 天正20年（1592）6月14日のこの文書は、康国の弟の康真の定書である。康真が丸山内匠助へ宛て出したものとされ、「別してその方奉公せしむるについて、重恩として三十貫文の地方出し置き候、いよいよ奉公いささかも油断あるべからざるものなり、仍て件の如し」と書かれている。この宛行状により貫高制が行なわれていたことがわかる。一貫文はどのくらいの面積かわからないが、一石七斗五升六合と計算の上、石高を設定した記録がある。
- 写真4 天正16年（1588）12月に記されたこれは、新海三社の神領を書き記した神領帳である。これにより、副次的に中世の種々のことを伺い知ることができる。即ち、神領の分布状態、神社の行事、職人の存在、神領内農民の様子、中世人名の特徴、高辻、定納の記載などがみられる。